

【表紙】

【提出書類】

訂正報告書

【根拠条文】

法第27条の25第3項

【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】

TMI総合法律事務所
弁護士 後藤 一光

【住所又は本店所在地】

東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階

【報告義務発生日】

-

【提出日】

平成30年6月19日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】

-

【提出形態】

-

【変更報告書提出事由】

-

第１【発行者に関する事項】

発行者の名称	Jトラスト株式会社
証券コード	8508
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者／１）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	タイヨウ・ファンド・マネージメント・カンパニー・エルエルシー （Taiyo Fund Management Co. LLC）
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、ワシントン州98033、カークランド、キャリロンポイント5300
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士 荻田 多恵
電話番号	03-6438-5511

２【提出者（大量保有者／２）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	タイヨウ繁栄ジーピー・エルティディー （Taiyo Hanei GP, Ltd.）
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、KY1-1108、グランドケイマン、フォート・ストリート75、クリフトン・ハウス、アップルバイ・トラスト（ケイマン）・エルティディー気付
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士 荻田 多恵
電話番号	03-6438-5511

３【提出者（大量保有者／３）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	タイヨウ・パシフィック・シージー・エルエルシー （Taiyo Pacific CG LLC）
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国ワシントン州98033、カークランド、キャリロンポイント5300
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士 荻田 多恵
電話番号	03-6438-5511

４【提出者（大量保有者／４）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	タイヨウ・マキ・ジーピー・エルティディー （Taiyo Maki GP, LTD）

住所又は本店所在地	ケイマン諸島、KY1-1108、グランドケイマン、フォート・ストリート75、クリフトン・ハウス、アップルパイ・トラスト（ケイマン）・エルティーディー・気付
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士 荻田 多恵
電話番号	03-6438-5511

5【提出者（大量保有者 / 5）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	タイヨウ・ヒナタ・ジーピー・エルエルシー （Taiyo Hinata GP LLC）
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、デラウェア州19808、ウィルミントン、センタービル・ロード2711、スイート400
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士 荻田 多恵
電話番号	03-6438-5511

第3【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成30年3月30日 （変更報告書19：提出日 平成30年4月6日）
訂正事項	第2 [提出者に関する事項] 3 [提出者（大量保有者） / 3] （6）[当該株券等に関する担保契約等重要な契約] （訂正箇所には下線を付しております。）

訂正前

第2 [提出者に関する事項]

3 [提出者（大量保有者） / 3]

（6）[当該株券等に関する担保契約等重要な契約]

投資再一任契約に基づき、顧客勘定による株券等取得及び処分権限並びに議決権行使権限を有する。

訂正後

第2 [提出者に関する事項]

3 [提出者（大量保有者） / 3]

（6）[当該株券等に関する担保契約等重要な契約]

セイリウ・アセット・マネジメント株式会社及びMercer Global Investments Europe Limitedとの各投資再一任契約並びに顧客との間の投資一任契約に基づき、顧客勘定による株券等取得及び処分権限並びに議決権行使権限を有する。